

# 河川モニター活動要綱

## (目的)

第1 河川行政において、河川管理者と地域住民との交流・連携が益々重要となる中、地域住民自らが河川モニター（以下「モニター」という。）として、川を守る活動に参加することによって、住民の河川保全意識の高揚と河川管理への協力を得ることを目的とする。

## (モニターの活動範囲)

第2 長野県が管理する一級河川のうち、県水防計画書に定める「重要水防区域」を有する河川で、地域住民生活に関連する区域とする。

## (モニターの活動内容)

第3 モニターは次の活動を行う。

- (1) 定期的に河川を巡視し、河川管理施設等の状況を所管建設事務所長（以下「所長」という。）に報告する。
- (2) 日常生活の範囲内で知り得た河川管理施設の異常、河川環境が損なわれる事象、河川利用上の障害となるような事象等を所長に報告する。
- (3) 沿川住民からの河川に関する要望等を取りまとめの上、所長に報告する。

2 モニターの活動は全て任意の活動であり、その遂行に義務を負わない。

## (モニターの委嘱等)

第4 所長は、所管する上記第2の河川について、モニターを配置する。

2 所長は、モニターを配置した時、河川課長に報告する。

3 モニターの委嘱期間は一年を原則とする。

4 モニターの活動は無報酬とし、身分を証する腕章を貸与する。

## (その他)

第5 この要綱に定めるほか必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成13年7月16日から適用する。

この要綱は、令和5年1月26日から適用する。

この要綱は、令和6年1月29日から適用する。

## 河川モニター活動細則

### 1 河川モニターの担当区間等

- (1) 担当1区間は概ね3km程度とし、2名一組で1担当区間を受け持つものとする。
- (2) 兩岸別々の担当編成とする。ただし、川幅の狭い区間で兩岸とも監視できる場合にはこの限りではない。
- (3) 河川モニターは、できる限り担当区間周辺の住人とする。（近隣居住として概ね4km以内とする。）なお、該当者がいない場合には、上記以上の遠くの住人を充てることなく、河川モニター空白区間は河川巡視員等でカバーするなど、無理のない選定に努めること。

### 2 河川モニター活動内容等

- (1) 要綱第3（モニターの活動内容）1(1)に定める定期的巡視は、日時、回数等を特定するものではなく、最低月1回程度行うものとするが、責務を伴うものではない
- (2) 河川モニターからの随時報告は、文書、電話、FAX、電子メール等で限定はしないが、報告者を確認したいことから、担当区間、氏名は必ず把握すること。（説明会等において、周知すること。）
- (3) 河川モニターからの最低月1回の定期報告は、別紙様式により、記録の残る方法（文書、FAX、電子メール等）で行うこと。  
なお、定期報告に要する郵送代経費は、別途手当するものとする。
- (4) 河川モニターは、ゴミ投棄等の違法行為者に対し、直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではない。
- (5) モニターの委嘱期間は、より多くの住民協力及び河川愛護の意識高揚の意義から、一年（一期）とする。ただし、再委嘱（原則2年又は2期を限度とする。）することにより、行政との緊密な協力関係の構築、地域住民の意識高揚など、河川行政に対し有益な理由等がある場合には、再延長できるものとする。
- (6) 各団体等からの推薦者であっても、あくまでも個人の自発的参加（ボランティア）が原則であるので、途中退任等を拒むものではない。
- (7) 河川モニターが、活動に起因する事故等により障害が発生した場合は、すみやかに所管建設事務所長に報告をするものとする。

### 3 建設事務所において行う事務

- (1) 要綱第2（モニターの活動範囲）に定める「地域住民に関連する区域」については、その区域を決定し、各河川モニターが担当する区間を定めるものとする。
- (2) 市町村、漁協及び河川愛護団体へ河川モニター事業の説明を行い、適任者の推薦依頼及び推薦報告受理を行うものとする。  
なお、あくまでも協力依頼であるので、要綱の目的に添うよう理解を求め、各団体

の自主的参加と協力を得るよう努めること。

(3) 一般募集者への応募用紙配付及び受理を行う。ただし、応募者全てが選任される  
とは限らないので、その旨十分な説明等に配慮すること。

(4) 推薦及び応募のあった河川モニター候補者の中から、適任者を決定し、各担当区  
間に割り振るとともに、決定者への選任通知をすること。

また、選任者数を河川課長へ報告し、必要数の腕章を受領すること。

(5) 河川モニターを委嘱し、必要に応じて説明会を開催すること。

(6) 河川モニターからの点検報告については、事務所にてとりまとめの上、河川管理に  
活かすよう努めること。

なお、河川モニター活動中の事故等にあっては、随時報告すること。

(最終更新)

平成 13 年 7 月 16 日

令和 5 年 1 月 26 日

令和 6 年 1 月 29 日